

1 特別支援学校と特別支援学級の教科用図書に関する基礎事項

関係法令

資料②参照

1 教科書の種類と使用義務

学校教育法第34条第1項（小学校）

同 第49条（中学校）

同 第82条（特別支援教育）

2 特例 「一般図書」の使用

学校教育法附則第9条

3 「一般図書」についての定め

学校教育法施行規則第131条第2項

教科用図書

学校教育法第34条第1項
(49条、82条)

文部科学大臣の
検定を経た
教科用図書

文部科学省が
著作の名義を有する
教科用図書

学校教育法
附則第9条

一般図書

教科用図書

文部科学大臣の
検定を経た
教科用図書

小学校用教科書目録

「国語」「算数」「社会」等

中学校用教科書目録

「国語」「算数」「社会」等

教科用図書

文部科学省が
著作の名義を有する
教科用図書

特別支援学校用（小中学部）

教科書目録

視覚障害者用：

点字版「国語」等

視覚障害者用：

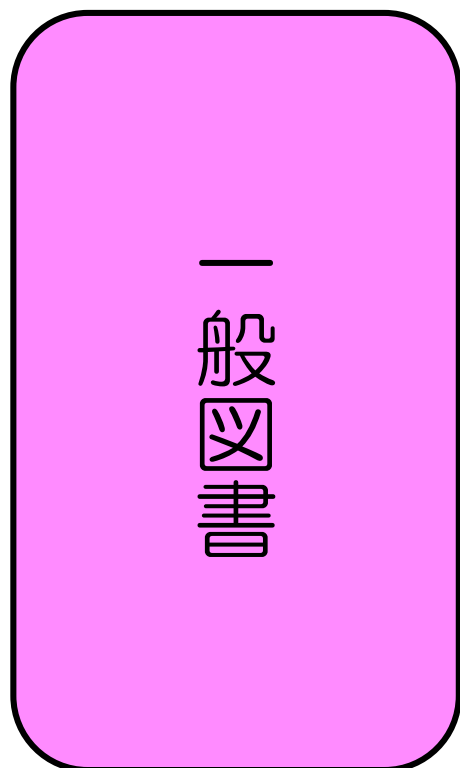
「言語指導」「音楽」等

知的障害者用：

「国語」「算数・数学」「音楽」

☆本 ☆1～3：小学部用、☆4：中学部用

教科用図書



点字本（ボランティア）

拡大図書（ボランティア）

絵本等
（市販されているもの）



○ 本会で選定基準をきめるもの

文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（☆本）



一般図書



あおば支援学校の教育課程（小学部）

小学部

【学校教育法施行規則】

第二百二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、**体育及び外国語**の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。（平成29年4月学校教育法施行規則改正、平成32年4月1日施行）

【学校教育法施行規則】

第三百十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第二百二十六条から第二百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

【指導内容】



《あおば支援学校の教育課程（小学部）について》

【教育課程編成の方針】

- ①各教科（生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育）、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動、外国語活動によって編成する。
- ②学習指導要領各教科の段階に示す内容を基に、小学部6年間を見通して編成する。
- ③教科別の指導、各教科等を合わせた指導においては、年間を通して具体的に指導内容を設定し、授業時数を適切に定める。
- ④児童の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮する。
- ⑤児童の発達段階を考慮し、低学年・中学年・高学年の3つから編成する。
- ⑥児童が見通しを持って学校生活が送れるよう、毎日の生活の流れがわかりやすい時間割とする。

【指導形態】



【時間割】

○低学年

	日	火	水	木	金
登校	8:30~9:00				
1	日常生活の指導（朝の会、朝の活動）				
2	国語／算数				
3	生活単元学習／遊びの指導				
4	日常生活の指導 読書・そらじ				
5	日常生活の指導（帰りの会）				
下校	14:40~				

○中学年

	月	火	水	木	金
登校	8:30~9:00				
1	日常生活の指導（朝の会、朝の活動）				
2	国語／算数				
3	生活単元学習／音楽・図工・体育				
4	日常生活の指導 読書・そらじ				
5	*日牛	生活			*日牛
6	日常生活の指導（帰りの会）				
下校	14:40~				

*日生・・・日常生活の指導

○高学年

	日	火	水	木	金
登校	8:30~9:00				
1	日常生活の指導（朝の会、朝の活動）				
2	国語／算数				
3	生活単元学習／生活・音楽・図工・体育				
4	日常生活の指導 読書・そらじ				
5	*日牛	生活			
6	日常生活の指導（帰りの会）				
下校	14:40~				

*日生・・・日常生活の指導

あおば支援学校の教育課程（中学部）

中学部

【学校教育法施行規則】

第二百七十七条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。

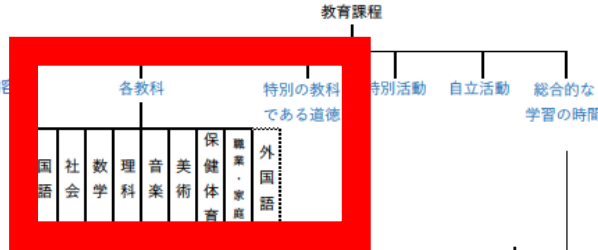
2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

【学校教育法施行規則】

第三百十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第二百六条から第二百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

【指導内容】

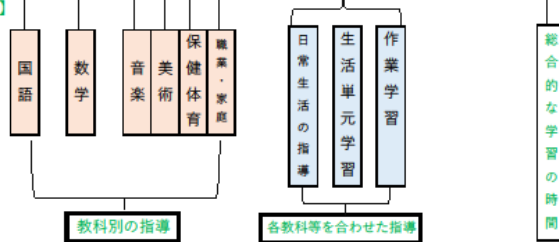


《あおば支援学校の教育課程（中学部）について》

【教育課程編成の方針】

- ①各教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭）、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動、外国語科によって編成する。
- ②学習指導要領各教科の段階に示す内容を基に、中学部3年間を見通して編成する。
- ③教科別の指導、各教科等を含めた指導においては、年間を通して具体的に指導内容を設定し、授業時数を適切に定める。
- ④生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮する。
- ⑤生徒の発達段階を考慮し、学部間の円滑な接続をめざす。
- ⑥進路選択、卒業後の自立した生活を見据え、各教科等を含めた指導に作業学習を取り入れて編成する。

【指導形態】



【時間割】

	月	火	水	木	金
全校	8:30～9:00				
1	日常生活の指導（心の会） 道徳／数学 日常生活の指導（心の活動）				
2	国語／ 道徳	生活単元学習／ 作業学習	保健 体育	総合的な 学習	
3	職業・家庭				
4	日常生活の指導 読書・そうじ				
5	★自下		国語／数学		
6	日常生活の指導（心の会）				
トモ	14:50～				

*日生・・・日常生活の指導

特別支援学校の教科用図書

あおば支援学校では、以下について選定できる。

【小学部】・・・7種目

生活 国語 算数 音楽 図画工作 体育
特別の教科である道徳

【中学部】・・・10種目

国語 社会 数学 理科 音楽 美術
保健体育 職業・家庭 外国語
特別の教科である道徳

各学年で選定できる教科書(小学校)

平成30年度(2018年度)以降入学用

年	1 (7種目)	2 (5種目)	3 (10種目)	4 (7種目)	5 (11種目)	6 (8種目)
種	国語	国語	国語	国語	国語	国語
	書写	書写	書写	書写	書写	書写
	/	/	社会	社会	社会	社会
	/	/	地図	—	—	—
	算数	算数	算数	算数	算数	算数
	/	/	理科	理科	理科	理科
	生活	—	/	/	/	/
目	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽
	図工	—	図工	—	図工	—
	/	/	/	/	家庭	—
	/	/	保健	—	保健	—
	道徳	道徳	道徳	道徳	道徳	道徳
	/	/	/	/	英語	英語

各学年で選定できる教科書（中学校）

	1年 (15種目)	2年 (7種目)	3年 (6種目)
種 目	国語、書写、 地理、歴史 地図、数学 理科、音楽 器楽、美術 保健体育 技術、家庭 英語 道徳	国語 数学 理科 音楽 美術 英語 道徳	国語 公民 数学 理科 英語 道徳

教科書給与履歴表

教科書給与履歴表（特別支援学級用）平成 年度入学 ②平成30年度(2018年度)以降小学校入学用 2019.7.25改訂

〔小学校〕							〔中学校〕			
種目	小1	小2	小3	小4	小5	小6	種目	中1	中2	中3
国語							国語			
書写							書写		—	—
社会							地理		—	
地図				—	—	—	歴史		—	—
算数							公民			
理科							地図		—	—
生活		—					数学			
音楽							理科			
図画工作		—		—		—	音楽			—
家庭						—	器楽		—	—
保健				—		—	美術			—
道徳							保健体育		—	—
英語							技術		—	—
							家庭		—	—
							英語			
							道徳			

検定済教科書の場合…学年を明記する
 文部科学省著作教科書の場合…☆の数を明記する
 一般図書の場合…発行者、図書名を明記する

子ども一人一人の教科書給与履歴を残し、引き継ぐ¹²